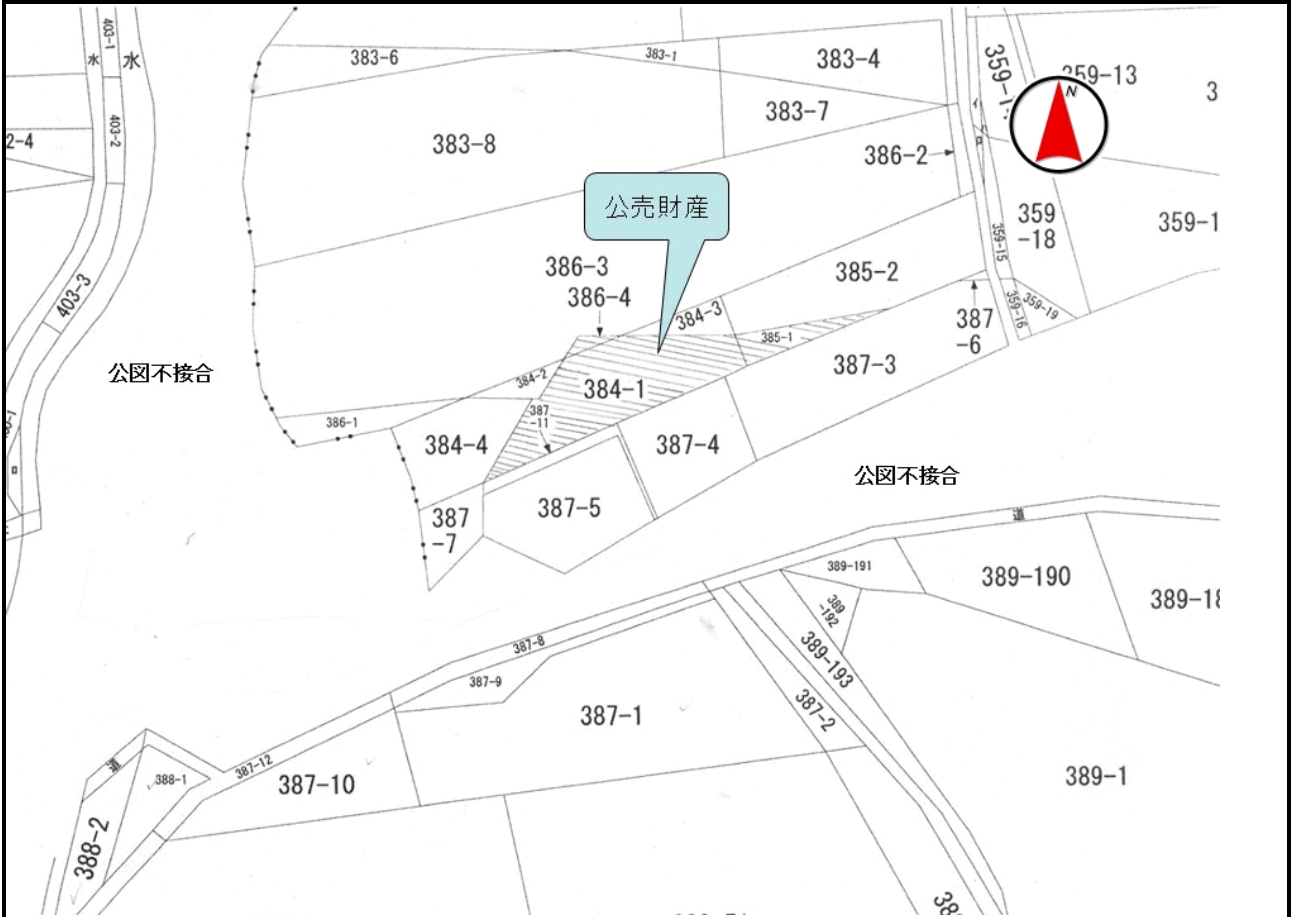
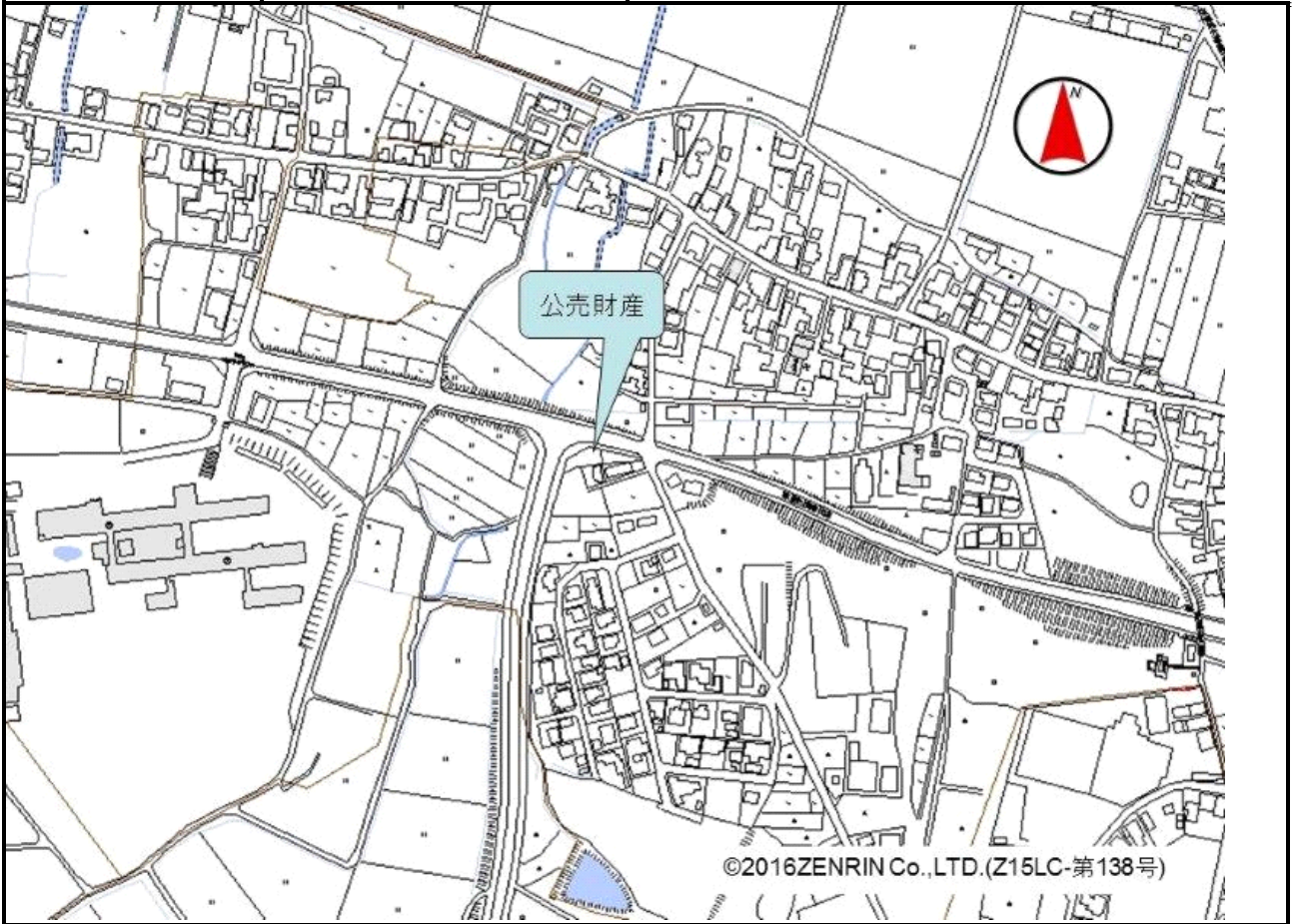


売却区分番号	615-1		
見積価額	¥640,000	公売保証金	¥100,000
財産の表示	<p>1 所在 三重県松阪市豊原町字中谷 地番 384番1 地目 雑種地 地積 195平方メートル</p> <p>2 所在 三重県松阪市豊原町字中谷 地番 385番1 地目 雑種地 地積 2.43平方メートル</p> <p>3 所在 三重県松阪市豊原町字中谷 地番 386番4 地目 雑種地 地積 1.60平方メートル</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	市街化調整区域 松阪市景観計画区域 周知の埋蔵文化財包蔵地「中谷遺跡」		
接道状況	北側 幅員約14.5メートル舗装県道 ほぼ等高から約1メートル低位接面 西側 幅員約18メートル舗装市道 約1メートル低位接面		
地盤・地勢	西向き緩傾斜地		
使用状況等	雑草繁茂（平成30年8月17日現在）		
特記事項	公売財産は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき一括換価の方法により公売を行います。		
住居表示等	三重県松阪市豊原町384番1		
最寄駅等	近畿日本鉄道 山田線 櫛田駅 徒歩約20分		
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。		
ご注意いただく事項	公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、ご入札ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、国は関係資料を提供できません。 ・図面は、現況と異なる場合があります。 ・建ぺい率及び容積率は一般的なものを表示してあります。 ・公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても、国は担保責任を負いません。 ・国は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の取扱いなどはすべて買受人の責任において行うこととなります。 ・土地の境界については、買受人が隣接所有者と協議してください。 ・土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。 ・公売手続を中止することがありますので、事前に公売中止の有無をお問い合わせください。 		

売却区分番号	615-1		
見積価額	¥640,000	公売保証金	¥100,000
	<p>ださい。なお、国税庁のホームページ (http://www.nta.go.jp)でも確認できます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等の規定により換価制限（入札後の手続が停止）となる場合があります。 ・公売財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します（不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基因となった国税の完納等による消滅の事実を確認したときは、最高価申込者等の決定を取り消します。）。 ・権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は買受人の負担となります。 		

売却区分番号

615-1



売却区分番号

615-1

